

ハ 教育職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	—	269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
再任用 職員以 外の職 員	16	249,000	305,100	421,900	
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
		31	310,700	422,700	
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
	36		440,800		
再任用 職員		226,400	279,400	346,100	419,400

- 備考 1 この表は、県立の中学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第五 (第四条関係)

## 研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	254,300	295,700	339,300
	2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
	11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
	14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
	15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
再任用 職員以 外の職 員	16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
	17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
	18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
	19	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
	20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
	21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
	22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
	23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
	24	282,400	355,100	433,500		
	25	287,100	357,900	436,800		
	26	290,900	360,700			
	27	294,500	363,500			
	28	297,400	366,300			
	29	299,800	369,000			
	30	301,700				
	31	303,800				
	32	305,700				
再任用 職員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六 (第四条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(-)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	294,900	345,900	424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
	10	349,600	427,100	467,400	523,900
再任用 職員以 外の職 員	11	362,200	436,600	478,200	533,600
	12	374,600	445,700	488,400	542,500
	13	383,700	454,600	498,100	551,000
	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
	21		502,100	555,200	
22		505,600	559,800		
23		509,000	563,800		
24		512,400	567,900		
再任用 職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300
再任用 職員以 外の職 員	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700		
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100		
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500		
	24		294,800	353,300	376,900			
	25		296,600	355,600	379,200			
	26		298,300	357,600	381,700			
	27		300,200	359,700	384,300			
	28		301,900	361,800				
	29			364,000				
	30			366,200				
再任用 職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,200	242,500	273,500	309,800
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900	
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400	
	25	283,100	335,800	377,400	397,700		
	26	287,200	339,700	380,700	400,900		
	27	290,700	343,000	383,700	403,800		
	28	293,800	345,900	386,500	406,200		
	29	296,200	348,600	389,300			
	30	298,300	350,700	392,000			
	31	300,100	352,700	394,300			
	32	302,000	354,600				
	33	303,900	356,500				
	34	305,800	358,600				
	35	307,700	360,700				
	36	309,600	362,900				
	37	311,400	365,200				
	38	313,500	367,400				
	39	315,400					
	40	317,400					
41	319,200						
再任用 職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第一条** 一般職の職員給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の七十二・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十二・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第三条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項の表中「409,000」を「408,000」に、「483,000」を「482,000」に、「561,000」を「560,000」に、「653,000」を「651,000」に、「762,000」を「760,000」に、「870,000」を「868,000」に改め、同條第二項の表中「337,000」を「336,000」に、「376,000」を「375,000」に、「406,000」を「405,000」に改め、同條第四項中「五級」を「四級」に改める。

第六條第二項中「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の下に「平成十二年秋田県条例第百五十二号。」を加え、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

(一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

**第四条** 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項の表中「404,000」を「403,000」に、「457,000」を「456,000」に、「514,000」を「513,000」に、「585,000」を「583,000」に、「668,000」を「666,000」に、「781,000」を「779,000」に、「913,000」を「911,000」に改め、同條第三項中「五級」を「四級」に改める。

第八條第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(教育職給料表(一)の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第四の教育職給料表(一)の二級から五級までのいずれかであった職員(秋田県立大学の学長を除く。)の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する次の表の新級欄に定める職務の級とする。

旧 級	新 級
2 級	1 級
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	4 級

- (教育職給料表(一)の適用を受ける職員の号給の切替え等)
- 3 前項の規定により新級を決定される職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の施行日における号給(次項において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた号給(次項において「旧号給」という。)と同じ号数の号給とする。
  - 4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する施行日以降における最初の給与条第五條第六項又は第八項ただし書の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)を新号給を受ける期間に通算する。  
(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)
  - 5 施行日の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員(秋田県立大学の学長を除く。)の施行日における給料月額(第一号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事委員会規則で定める。
    - 一 給与条別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給(給与条別表第四の教育職給料表(一)の職務の級五級にあっては、二十三号給)を超える給料月額
    - 二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第五条第四項の規定による給料月額
    - 三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第七条第三項の規定による給料月額(施行日前の異動者の号給等の調整)
  - 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(職員が受けていた号給等の基礎)
  - 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第四条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。  
(平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)
  - 8 平成十七年十二月に支給する期末手当(第二号を除き、以下この項において「期末手当」という。)の額は、第一条の規定による改正後の給与条例第二十一條第二項(同条第三項若しくは第四項、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例第六條第二項又は第四條の規定による改正後の任期付職員条例第八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項から第七項まで、第二十四條第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第四條第一項又は公益法人等への

職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与条例第十二条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与条例第十三条の三の規定による手当を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から同年十一月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額

9 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十一月十八日

### 秋田県条例第一百号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

秋田県知事 寺 田 典 城